

# 令和5年第4回定例会 保健福祉医療委員会資料

## 〔諸般の報告事項〕

- 1 認知症の普及啓発について ..... 2
- 2 減塩対策の推進について ..... 6
- 3 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る無料検査事業の  
確認調査について ..... 8
- 4 旅館業法改正に伴う相談窓口について ..... 9
- 5 大子町の観光りんご園における腸管出血性大腸菌食中毒の  
発生について ..... 13
- 6 令和5年度茨城県製菓衛生師試験における試験問題の不備について ..... 14
- 7 県立医療大学の学生食堂における食中毒の発生について ..... 15
- 8 子ども救急電話相談対応件数（年少人口千人当たり）全国1位の  
獲得について ..... 16
- 9 令和6年度からの大学医学部における本県地域枠定員の  
新設・増設について ..... 17
- 10 令和6年度以降における新型コロナワクチン接種について ..... 18

令和5年12月14日  
保 健 医 療 部

# 認知症の普及啓発について

保健医療部健康推進課

## 1 趣旨

高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者が急激に増加することが予測されるなか、各種広報啓発事業等を実施することにより、認知症の予防や早期発見の取組を促進するとともに、認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症の方とその家族を地域で支え合う環境づくりを推進する。

## 2 実施内容

### (1) 「認知症を知る月間」における重点的啓発

世界アルツハイマーデー及び老人週間を含む9月を「認知症を知る月間」として設定し、各種広報啓発事業等を実施した。

| 実施内容               | 期間等  | 概要  |
|--------------------|--|---|
| 水戸芸術館タワーライトアップ     | 9月21日(木)                                     | シンボルカラーのオレンジ色にライトアップ  |
| 県立カシマサッカースタジアムでのPR | 9月24日(日)<br>12:00～15:00<br>※ホームゲーム時に啓発ブースを設置 | ・認知症クイズ(約570名)<br>・クイズ参加者への実施後アンケート(54名)<br>・認知症気づきのチェックリスト等啓発資材配布<br>・認知症相談コーナーの設置 |
| 県立図書館ギャラリー展示       | 9月9日(土)<br>～9月20日(水)                         | 認知症に関するパネル・ポスター等の展示   |
| 県政レポート(ラジオによる広報)   | 9月8日(金)<br>～9月21日(木)                         | 茨城放送1回<br>コミュニティFM7局 計8回  |
| 県庁2階県政広報コーナー2での展示  | 9月13日(水)<br>～9月29日(金)                        | 認知症に関するパネル・ポスター等の展示   |

【水戸芸術館タワーライトアップ】



【県立カシマサッカースタジアムでのPR】



## (2) 認知症フォーラム in いばらき

(共催：公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部)

認知症の方やその家族が安心して暮らせるようにするため、県民に対し認知症への正しい知識と認知症の方への正しい理解の普及・啓発を図る。

テ ー マ：「認知症と共に生きる」を考える

日 時：令和5年12月17日（日）13:00～15:30

場 所：大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館）

対 象 者：一般県民、医療・福祉・介護関係者、行政関係者等 定員 800 名

参 加 費：無料（事前予約制）

主な内容：

○基調講演「住み慣れた街で共に生きる」

講 師 医療法人圓生会松本診療所院長・認知症ケア学会理事  
松本 一生 氏

○シンポジウム「若年性認知症を知り、共に長く生きる」

座 長 メモリークリニックとりで理事長・筑波大学名誉教授  
朝田 隆 氏

パネラー 松本 一生 氏

山中 しのぶ 氏（認知症当事者、高知家希望大使）

山中 蓮 氏（認知症介護家族）

第21回

# 認知症フォーラムinいばらき

世界アルツハイマーデー記念講演会

## 「認知症と共に生きる」を考える

### 基調講演

#### 1. 「住み慣れた街で共に生きる」

講師 松本 一生 氏

・医療法人圓生会 松本診療所  
(ものわすれクリニック)院長  
・認知症ケア学会理事



【松本 一生 先生】

### シンポジウム

#### 2. 「若年性認知症を知り、共に長く生きる」

座長 朝田 隆 氏

・メモリークリニックとりで理事長  
・筑波大学名誉教授



【朝田 隆 先生】

パネラー 松本 一生 氏

山中 しのぶ 氏(認知症当事者)

山中 蓮 氏(介護家族)



【山中蓮 氏・山中しのぶ 氏】  
(高知家希望大使)

2023年

12月17日 日

13:00~15:30 (開場12:00)

大昭ホール龍ヶ崎 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2612

☎ 0297-64-1411

定員 800名

(入場無料/事前予約制/先着順)



2次元バーコードから  
お申込みできます  
詳細は裏面をご覧ください

主催

茨城県 / 公益社団法人 認知症の人と家族の会 茨城県支部

共催

龍ヶ崎市

後援

厚生労働省、(一社)茨城県医師会、(公社)茨城県歯科医師会、(公社)茨城県看護協会、(公社)茨城県理学療法士会、(公社)茨城県作業療法士会、(公社)茨城県薬剤師会、(公社)茨城県歯科衛生士会、(社福)茨城県社会福祉協議会、(社福)茨城県共同募金会、(一社)茨城県言語聴覚士会、(一財)茨城県民生委員児童委員協議会、(一社)茨城県福祉サービス振興会、(一社)茨城県介護福祉士会、(一社)茨城県社会福祉士会、(一社)茨城県老人福祉施設協議会、(一社)茨城県介護老人保健施設協会、(一社)茨城県介護支援専門員協会、(NPO)茨城県地域密着型介護サービス協議会、茨城県訪問介護協議会、茨城県精神保健福祉士会、(株)茨城新聞社、NHK水戸放送局 (順不同/敬称略)

申込み/  
お問合せ

公益社団法人 認知症の人と家族の会 茨城県支部

〒300-1292牛久市中央3-15-1(牛久市保健センター隣)

TEL/FAX (029)828-8089

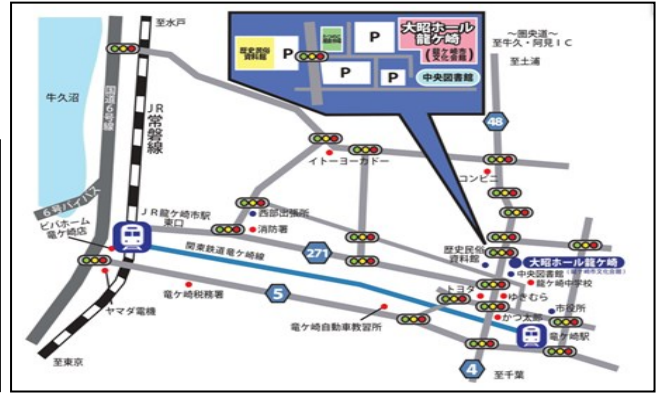
【ホームページ】



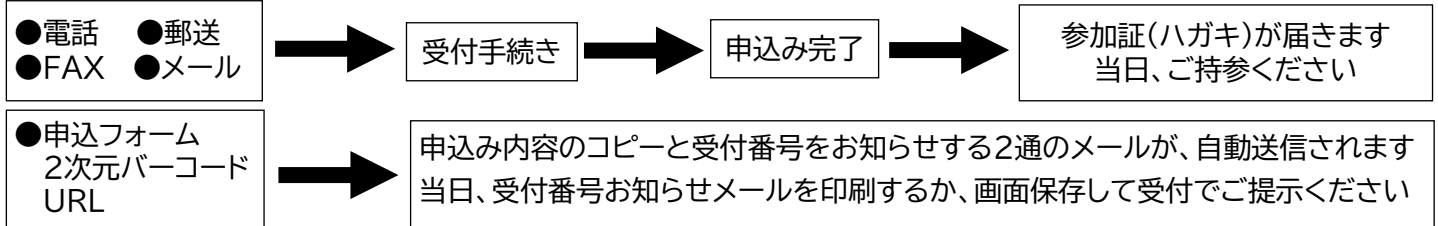
## 大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)

〒茨城県龍ヶ崎市馴馬町2612 ☎0297-64-1411

駐車場の収容可能台数は250台です。  
 収容予定台数が250台に達しましたら、公共交通機関、タクシー  
 でお越しになれる方のみ受付となります。  
 ご来場の際は、できるだけお乗り合わせの上お越しいただくか、  
 公共交通機関、タクシーをご利用ください。



## 参加申し込み方法 / 電話・FAX・郵送・メール・2次元バーコード



- 車いす席をご希望の方は、申込み時にお知らせください。
- 先着順で受け付けますので、定員に達した場合はご参加をご遠慮いただくことがあります。
- 直前の変更等についてご連絡する場合がありますので、日中連絡の取れる連絡先をご記入ください。

## 申し込み・お問合せ先

公益社団法人 認知症の人と家族の会 茨城県支部  
 住所 〒300-1292 茨城県牛久市中央3-15-1(牛久市保健センター隣)  
 電話 / FAX 029-828-8089  
 メールアドレス [alz2010ibaraki@yahoo.co.jp](mailto:alz2010ibaraki@yahoo.co.jp)  
 ホームページ <http://alzibaraki.starfree.jp>



申し込み2次元バーコード

※ご記入いただいた内容は活動の趣旨に沿った目的以外に使用することはありません。

## 第21回認知症フォーラムinいばらき 参加申込書

|                                       |                |         |   |   |
|---------------------------------------|----------------|---------|---|---|
| 氏名                                    | ふりがな           | 住所      | 〒   | - |
|                                       |                |         |   |   |
| 電話                                    | (日中つながる携帯電話番号) | メールアドレス |   |   |
| 「認知症の人と家族の会」の会員ですか<br>はい ・ いいえ        |                | 交通手段    | ・車(会場駐車場を使用する)<br>・車(会場駐車場を使用しない)<br>・バス ・ 自転車、バイク ・ 徒歩<br>・その他 |   |
| 一般 ・ 認知症本人 ・ 介護家族<br>・ 専門職 ・ 学生 ・ その他 |                |         |   |   |
| 【主催者に伝えたいこと】                          |                |         |   |   |

FAX  
029-828-8089



## 減塩対策の推進について

保健医療部健康推進課

### 1 いばらき美味しいお Day 制定3周年記念イベント

令和5年11月をもって、毎月20日の減塩の日「いばらき美味しいお Day」が制定3周年を迎えたことから、学校や食品関連企業等関係機関と連携し、以下のイベントを実施。

#### (1) 全校一斉いばらき美味しいお給食

- ア 趣旨 学校給食を通じた児童生徒及びその家庭に向けた減塩意識の醸成を図るため、県内初の試みとして、県学校栄養士協議会と連携して実施
- イ 時期 令和5年11月  
(20日(月)のいばらき美味しいお Day を中心とした期間中いずれか1日)
- ウ 対象 県内全公立小中学校 ※デリバリー(弁当外注)校除く
- エ 内容
  - ・「おいしく減塩」(だし、酸味活用等)献立の校内一斉提供
  - ・1食の食塩相当量は「学校給食摂取基準」(文科省)準拠  
(小学生2.0g未満、中学生2.5g未満)
  - ・本取組の意義、減塩のコツ、美味しいお Day のロゴ等を記載した献立や給食だより等を児童生徒に配付し、家庭でも「おいしく減塩」が実践できるよう、子どもの頃からの減塩の重要性を保護者にも普及啓発



#### 【参考】献立例「美味しく減塩こくうまランチ」

(令和4年度ヘルシーメニューコンクール「美味しいおカフェテリア部門」最優秀賞メニュー)

薄味でも美味しく食べられるよう、主菜にはレモンの酸味、副菜には鰹節・ごまの風味をそれぞれ活かし「おいしく減塩」

#### (2) いばらき美味しいお Day 制定3周年記念「美味しいお！ランチ」

通常、毎月20日のいばらき美味しいお Day のみ、県庁生協食堂カフェテリアひばりで提供している定食「美味しいお！ランチ」を、食品関連企業と連携し全4回提供。

##### ア 概要

| 時期    | 主なメニュー(食塩相当量3.0g以下) | 食塩相当量 | 監修         |
|-------|---------------------|-------|------------|
| 11/8  | ゴマと豆腐の万能たれグリルチキン    | 3.0g  | 味の素(株)     |
| 11/20 | プルコギ                | 2.8g  | 健康推進課      |
| 11/22 | トマトケチャップで簡単中華 減塩酢豚  | 3.0g  | カゴメ(株)     |
| 11/29 | 野菜たっぷりチーズタッカルビ丼     | 2.8g  | 雪印メグミルク(株) |

##### イ 利用者アンケート結果

ちょうどよい66.9%、やや薄い16.2%、薄い7.4%、やや濃い8.8%、濃い0.7%

## 2 美味しお人材育成セミナー

### (1) 目的

中食や外食において「おいしく減塩」ができる環境を整備するため、スーパーで販売される弁当・惣菜や社員食堂・飲食店等で提供される食事の減塩化を推進する人材を育成する。

### (2) 対象者

- ・事業所（社員）食堂・給食受託会社の管理者及び献立作成者、調理担当者
- ・県内所在スーパー等における弁当・惣菜部門の管理者及び献立作成者、調理担当者など

### (3) 実施結果

ア 第1回（定員なし（オンライン））

時 期 令和5年10月10日（火）14:30～16:10（オンライン）

※11月9日（木）までアーカイブ視聴実施

受講者 60名

内 容 行政説明（健康推進課）（15分）

減塩調理解説（タニタヘルスリンク）（45分）

先進事業所の取組紹介（10分×3者）

- ・ナショナル製罐（石岡市、事業所食堂）
- ・県庁生協カフェテリアひばり（水戸市、事業所食堂）
- ・リオン・ドール（福島県ほか、スーパー）

イ 第2回（定員10名）

時 期 令和5年10月26日（木）14:30～16:00（東部ガス茨城支社（水戸市））

受講者 4名

講 師 料理研究家、義務教育学校栄養教諭

内 容 減塩技術解説、試食（減塩・非減塩食べ比べ等）、意見交換

# ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る無料検査事業の 確認調査について

保健医療部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症対策として実施した無料検査事業について、他都府県での不正事案の発覚を受け、本県においても適正に検査が行われたかの確認調査を現在行っているところ。

今般、調査を進めるにあたり必要な書類を複数回求めたにも関わらず、提出がない1事業者に対し、令和5年10月12日付けで交付要項違反を理由に支援金の交付決定の取消及び返還命令を行った。

## 1 返還命令等を行った事業者への対応

### (1) 返還請求額

92,789千円（令和3～5年度交付済額）

### (2) 返還命令を行った理由

調査を進めるにあたり、交付要項に基づき、事業者に一定期間の保存を義務付けている書類の提出を複数回求めたにも関わらず、提出がなくその理由も示さなかったことが、支援金交付要項違反と判断し、交付決定の取消を行ったもの。

### (3) 返還命令後の経過

令和5年10月12日：支援金の交付決定取消及び返還命令（納付期限11/1）  
並びに公表

令和5年11月9日：督促状発出（指定期限11/24）

令和5年12月8日：催告状発出（指定期限12/18）

### (4) 今後の対応

引き続き事業者に対し、返還を求めるとともに、県の顧問弁護士にも相談の上、今後の対応を検討していく。

## 2 その他の事業者への対応

その他事業者に対しては、引き続き電話聞き取り等の調査を行っているところであり、不正事案が発覚した場合には、厳正に対処していく。

<参考：茨城県ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る検査無料化事業>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と日常生活や社会経済活動の両立を図るため、無症状者を対象に、必要な検査を無料で受けることができるよう、県に登録した検査事業者に対して支援金を交付するもの。

- ・実施期間：令和3年12月22日～令和5年5月7日
- ・検査事業所数：487か所（実施主体：薬局、医療機関、衛生検査所）
- ・検査実績：約27万6千件



# 旅館業法改正に係る相談窓口について

保健医療部生活衛生課

## 1 旅館業法改正の概要

令和5年6月に成立した「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）」により、旅館業法が一部改正され、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずることとされた（令和5年12月13日施行）。

### （1）感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ・ 特定感染症（※1）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、宿泊者に対し、感染防止に必要な協力等を求めることができる。
- ・ 宿泊拒否事由を「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ・ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができる。【カスタマーハラスメント対策】

### （2）差別防止の更なる徹底等

- ・ 旅館業の営業者は、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供等のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。
- ・ 営業者は、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにする。
- ・ 厚生労働大臣は、感染症の専門家や、旅館業の営業者及び利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定める（※2）。

### （3）生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

- ・ 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継する。  
→令和5年第3回茨城県議会定例会において「茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例（茨城県条例第28号）」の制定等により手続き規定の整備を行った。

（※1）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

（※2）改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会とりまとめ（令和5年10月10日公表）では、同検討会（令和5年7月～10月に4回開催）における、感染症、旅館業、障害者等の専門家による議論を踏まえた考え方が整理され、旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（案）等が示された。

## 2 旅館業法改正に係る相談窓口について

### (1) 相談窓口設置の根拠

令和5年11月15日付け健生1115第4号「旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について」

第4 運用上の留意事項 (4) 相談窓口の明確化について

### (2) 本県の改正旅館業法に関する相談窓口（令和5年12月13日～）

#### ・県内の相談窓口

保健医療部生活衛生課 及び 県内9保健所衛生課 計10か所

（参考）水戸市の相談窓口は水戸市保健所に設置

#### ・受付方法

電話（平日午前8時30分～午後5時15分）

FAX、メール、HP 問い合わせフォーム（常時受付）

#### ・周知方法

厚生労働省 HP に各自治体の相談窓口一覧を掲載

本県生活衛生課 HP に相談窓口一覧を掲載

旅館業施設に対し、通知郵送、監視指導により周知

#### ・関係課との連携について

感染症に関することについては保健医療部感染症対策課と、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めた障害者差別解消法等に関することについては福祉部障害福祉課と連携して相談に対応する。

# 改正旅館業法に関する相談窓口

利用者側が不当な宿泊拒否等をされた場合や、旅館業の営業者側が宿泊拒否等について悩んだ場合は、自治体やその他の相談窓口にご相談ください。

## 自治体（利用者及び旅館業者向け）

各自治体の相談窓口一覧はこちら。

URL :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html)



### 利用者向け

契約トラブルについてはこちら。

| 団体名  | 連絡先  | 対応日時等  |
|--|--|--|
| 消費生活センター等                                      | TEL : 188<br>消費者ホットライン188 : 消費生活センターや消費生活相談窓口を案内します。詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。<br><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/damage/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/damage/</a><br> | 各相談窓口による。  |
| 公益社団法人全国消費生活相談員協会（週末電話相談室）                     | TEL : 03-5614-0189（東京）   | 土曜日・日曜日<br>10:00~12:00、<br>13:00~16:00<br>（年末年始を除く。） |
|  | TEL : 06-6203-7650（大阪）   | 日曜日<br>10:00~12:00、<br>13:00~16:00<br>（年末年始を除く。）     |
|  | TEL : 011-612-7518（北海道）  | 土曜日<br>13:00~16:00<br>（年末年始を除く。）                     |
| 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（ウィークエンド・テレホン） | TEL : 03-6450-6631（東京）   | 日曜日<br>11:00~16:00<br>（年末年始を除く。）                     |
|  | TEL : 06-4790-8110（大阪）   | 土曜日<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00<br>（年末年始を除く。）      |

### 旅館業者向け

| 団体名                | 連絡先   |
|--------------------|---|
| 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 | URL :<br><a href="http://www.yadonet.ne.jp/info/eigyousya_soudan.html">http://www.yadonet.ne.jp/info/eigyousya_soudan.html</a><br> |

### 利用者及び旅館業者向け

契約トラブルについてはこちら。

| 団体名              | 連絡先  | 対応日時等   |
|------------------|--|---|
| 日本司法支援センター（法テラス） | TEL : 0570-078374（おなやみなし）<br>メールでのお問合せも受け付けています。<br><a href="https://www.houterasu.or.jp/index.html">https://www.houterasu.or.jp/index.html</a><br> | 平日<br>9:00~21:00<br>土曜日<br>9:00~17:00<br>（日曜日・祝日は除く。） |

人権相談はこちら。

|     | 連絡先  | 対応日時等   |
|-----|--|---|
| 法務局 | TEL : 0570-003-110（みんなの人権110番）<br>その他の人権相談の方法はこちら<br><a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html</a><br>（法務省HP（人権相談））<br> | 平日<br>9:00~21:00<br>土曜日<br>9:00~17:00<br>（日曜日・祝日は除く。） |

## 茨城県内の旅館業法相談窓口一覧（HP掲載）

|           | 担当課                                  | 電話番号等   |
|-----------|--------------------------------------|---|
| 茨城県（下記以外） | 保健医療部生活衛生課                           | TEL：029-301-3414<br>FAX：029-301-3439<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/seiei/envandani/ryokan/ryokan.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/seiei/envandani/ryokan/ryokan.html</a><br>E-mail：seiei6@pref.ibaraki.lg.jp           |
|           | 笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町                 | 中央保健所衛生課<br>TEL：029-243-9437<br>FAX：029-241-5313<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/mitoho/eisei/mitohc/eiseika/eiseika.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/mitoho/eisei/mitohc/eiseika/eiseika.html</a><br>E-mail：chuho02@pref.ibaraki.lg.jp            |
|           | 常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町       | ひたちなか保健所衛生課<br>TEL：029-265-5645<br>FAX：029-265-5040<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/hinaho/eisei/eiseika.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/hinaho/eisei/eiseika.html</a><br>E-mail：hinaho02@pref.ibaraki.lg.jp                                      |
|           | 日立市、高萩市、北茨城市                         | 日立保健所衛生課<br>TEL：0294-22-4190<br>FAX：0294-24-5132<br>E-mail：hiho02@pref.ibaraki.lg.jp  |
|           | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市                  | 潮来保健所衛生課<br>TEL：0299-66-2116<br>FAX：0299-66-1613<br>E-mail：itaho02@pref.ibaraki.lg.jp   |
|           | 龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 | 竜ヶ崎保健所衛生課<br>TEL：0297-62-2163<br>FAX：0297-64-2693<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/ryuho/ryuhc/index.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/ryuho/ryuhc/index.html</a><br>E-mail：ryuho02@pref.ibaraki.lg.jp   |
|           | 土浦市、石岡市、かすみがうら市                      | 土浦保健所衛生課<br>TEL：029-821-5364<br>FAX：029-826-5961<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/tsuchiho/eisei/tsuchihc/shinsei/kankyo.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/tsuchiho/eisei/tsuchihc/shinsei/kankyo.html</a><br>E-mail：tsuchiho02@pref.ibaraki.lg.jp   |
|           | 常総市、つくば市、つくばみらい市                     | つくば保健所衛生課<br>TEL：029-851-9295<br>FAX：029-851-5680<br>E-mail：tsuho02@pref.ibaraki.lg.jp  |
|           | 結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町                 | 筑西保健所衛生課<br>TEL：0296-24-3913<br>FAX：0296-24-3928<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chikuho/eisei/kankyo/rejionera.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chikuho/eisei/kankyo/rejionera.html</a><br>E-mail：chikuho02@pref.ibaraki.lg.jp                    |
|           | 古河市、坂東市、五霞町、境町                       | 古河保健所衛生課<br>TEL：0280-32-3023<br>FAX：0280-32-4323<br>問い合わせフォーム(ページ最下部)：<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/kogaho/eisei/kogahc/eisei/syokuhinneisei.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/kogaho/eisei/kogahc/eisei/syokuhinneisei.html</a><br>E-mail：kogaho02@pref.ibaraki.lg.jp |
| 水戸市       | 保健医療部保健所保健衛生課<br>TEL：029-243-7328    |   |

# 大子町の観光りんご園における腸管出血性大腸菌食中毒の発生について

保健医療部生活衛生課

令和5年11月13日（月）以降、県内の複数の医療機関から保健所あて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく腸管出血性大腸菌感染症発生届（以下「発生届」という。）が提出された。

発生届が提出された保健所等の調査によると、11月5日（日）に大子町の観光りんご園において試食のりんごを喫食した14グループ82名のうち、21名が腹痛、下痢等の食中毒様症状を呈し、全員、医療機関を受診していることが判明した。

また、患者の喫食状況、主症状及び患者や従業員の検便検査等から、ひたちなか保健所長は、当該施設で提供された試食のりんごを原因とする食中毒と断定した。

なお、現在も患者のうちの3名が入院中である。

## 1 原因施設

施設名称：豊田りんご園

所在地：久慈郡大子町小生瀬 3964

氏名：豊田 茂男

## 2 原因食品

11月5日（日）に原因施設で提供された試食のりんご

## 3 患者数

21名

（11月5日（日）に試食のりんごを食べ、体調不良を呈し、保健所の調査が終了した者）

## 4 試食用りんごを原因とする食中毒であると判断した理由

- ・ 患者は全員試食のりんごを食べており、他に共通食がないこと
- ・ 患者及び従業員から腸管出血性大腸菌O157が検出されたこと
- ・ 患者の症状及び潜伏期間が腸管出血性大腸菌によるものと一致したこと
- ・ 当該施設において、感染症を疑うエピソードがなかったこと 等

## 5 その他

当該施設に対する衛生指導及び県内観光果樹園への注意喚起は実施済みであり、現時点で感染の拡大は確認されていない。

なお、本事案は、食品衛生法上の営業許可を要しない業態であり、行政処分の対象とはならないため、文書による行政指導を行っている。

※ グループ数や患者数は、12月11日現在

# 令和5年度茨城県製菓衛生師試験における試験問題の不備について

保健医療部生活衛生課

令和5年10月17日（火）に実施した令和5年度茨城県製菓衛生師試験において、製菓実技の選択問題のうち1問に誤りがあることが、合格者発表後に判明した。

当該問題を選択した受験者28名を正答扱いにしたところ、新たに4名が追加合格することとなったため、合格発表内容を改めるとともに、当該受験者らに対して個別に連絡のうえ、合格証書の発送を行った。

## 1 製菓衛生師試験の日時等

日 時：令和5年10月17日（火）13時30分から15時30分まで  
場 所：水戸合同庁舎 大会議室  
受験者数：93名  
合格者数：50名（追加前：46名）

## 2 事案の探知

12月1日（金）の合格発表当日に、受験者から試験結果の開示請求を受けた際、問題の誤りについて指摘があったもの。

## 3 事案の内容

製菓実技の選択問題のうち1問において、「正しいもの」と記載すべきところを「誤っているもの」と記載した。

## 4 事案発生の原因

分野ごとに作成した試験問題の原案を、試験問題用紙にまとめる際に、転記の誤りがあったもの。

## 5 当該問題の取扱い

受験者に不利益が生じないように、当該問題を選択した全員を正答として取り扱った。

## 6 再発防止策

- ・ 試験問題の最終確認の際に、複数人による内容の確認を徹底
- ・ 職員への再発防止策の周知徹底
- ・ リスクマネジメント研修への参加

<参考：誤りが発覚した問題文>

【誤】 次のうち、焼成工程の前にボイルするパンとして、誤っているものを1つ選びなさい。

【正】 次のうち、焼成工程の前にボイルするパンとして、正しいものを1つ選びなさい。

# 県立医療大学の学生食堂における食中毒の発生について

保健医療部生活衛生課

12月8日（金）に、県立医療大学学生食堂の営業者から当該施設を管轄する竜ヶ崎保健所に、「学食を利用した複数名に体調不良者がいる」旨の連絡があり、保健所が調査した結果、12月7日（木）に当該施設で食事をした10名が同日午後4時頃から、腹痛、下痢等の食中毒様症状を呈していることが判明した。

竜ヶ崎保健所長は12月13日（水）に当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

なお、患者らは全員快方に向かっている。

## 1 原因施設

施設名称：茨城県立医療大学学食

所在地：稲敷郡阿見町大字阿見 4669-2

営業者：NPO 法人青少年の自立を支える会シオン 理事長 水野 洋

## 2 原因食品

12月7日（木）に原因施設で提供された食事

## 3 患者数

10名（当該原因食品を喫食した10名が食中毒様症状を呈した）

## 4 食中毒と判断した理由

- ・ 患者らの共通食が当該施設で提供した食事限定されること
- ・ 患者らの検便から食中毒菌であるウェルシュ菌が検出されたこと
- ・ 患者の主症状及び潜伏期間がウェルシュ菌によるものと一致したこと

## 5 行政処分等

竜ヶ崎保健所長は、食品衛生法第6条第3項に基づき、12月13日（水）に当該営業者に対して再発防止対策が講じられるまでの間、営業禁止の行政処分を行った。

なお、当該業者は12月11日（月）から自主休業していた。

※ 患者数は、12月13日現在

## 子ども救急電話相談対応件数（年少人口千人当たり） 全国1位の獲得について

保健医療部医療局医療政策課

公益社団法人日本小児科医会による調査結果（厚生労働省委託事業）が今月1日に公表され、本県の子ども救急電話相談（＃8000）の年少人口千人当たりの相談対応件数が、調査参加の45都道府県中1位であった。

### 【年少人口千人当たりの子ども救急電話相談対応件数】 （件／月）

| 順位 | 自治体名 | 相談件数 | 順位 | 自治体名 | 相談件数 | 順位 | 自治体名 | 相談件数 |
|----|------|------|----|------|------|----|------|------|
| 1  | 茨城県  | 16.1 | 16 | 青森県  | 5.9  | 30 | 岡山県  | 4.2  |
| 2  | 埼玉県  | 10.9 | 16 | 長崎県  | 5.9  | 32 | 鹿児島県 | 3.9  |
| 3  | 奈良県  | 9.4  | 18 | 島根県  | 5.8  | 33 | 宮崎県  | 3.8  |
| 4  | 徳島県  | 9.0  | 19 | 栃木県  | 5.7  | 33 | 岐阜県  | 3.8  |
| 5  | 東京都  | 8.3  | 20 | 大阪府  | 5.5  | 35 | 長野県  | 3.7  |
| 6  | 静岡県  | 7.9  | 21 | 石川県  | 5.3  | 36 | 三重県  | 3.6  |
| 7  | 熊本県  | 7.7  | 21 | 千葉県  | 5.3  | 37 | 愛知県  | 3.5  |
| 7  | 香川県  | 7.7  | 23 | 福島県  | 5.2  | 38 | 神奈川県 | 3.4  |
| 7  | 群馬県  | 7.7  | 23 | 広島県  | 5.2  | 39 | 秋田県  | 3.0  |
| 10 | 沖縄県  | 6.7  | 25 | 愛媛県  | 4.9  | 39 | 山形県  | 3.0  |
| 11 | 滋賀県  | 6.5  | 26 | 兵庫県  | 4.8  | 41 | 新潟県  | 2.7  |
| 12 | 和歌山県 | 6.4  | 26 | 山口県  | 4.8  | 41 | 岩手県  | 2.7  |
| 12 | 大分県  | 6.4  | 28 | 鳥取県  | 4.5  | 43 | 北海道  | 2.6  |
| 14 | 富山県  | 6.1  | 29 | 京都府  | 4.4  | 44 | 宮城県  | 2.3  |
| 15 | 佐賀県  | 6.0  | 30 | 高知県  | 4.2  | 45 | 福井県  | 2.0  |

#### （参考1）公益社団法人日本小児科医会による調査の概要

調査期間 令和4年（2022年）9月から11月まで（3か月間抽出）

対象都道府県 45都道府県（データ入手不可の都道府県を除く）

調査の目的 相談実施対応者の質の向上と保護者への啓発等を図るため、厚生労働省からの委託を受けた公益社団法人日本小児科医会が、毎年、「＃8000情報収集分析事業」として実施。

#### （参考2）本県の子ども救急電話相談（＃8000）の概要

対象者 15歳未満の子ども及び保護者

相談内容 救急相談、医療機関案内 → 救急資源の適正利用、保護者の不安軽減

相談受付時間 24時間365日（H31（2019）.4.1～）

相談対応件数 R2（2020）：38,009件 R3（2021）：51,052件 R4（2022）：80,260件



## 令和6年度からの大学医学部における本県地域枠定員の 신설・増設について

保健医療部医療局医療人材課

### 1 概要

- ・本県では、将来の地域医療を担う医師を確保するため、地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）により、医科大学を卒業後の一定期間、県内の医師不足地域に勤務する医師を養成しているところ。
- ・今般、文部科学省において、令和6（2024）年度の本県地域枠について、獨協医科大学への2名の 신설、帝京大学への1名の増設が正式に認められ、これにより、本県地域枠は11大学の合計70名へ拡大。
- ・なお、今回新增設する2大学の定員を含め、7大学の合計26名の定員は、全国から優秀な学生を集めるため、広く県内外からの応募が可能な枠（全国対象枠）としている。

### 2 令和6年度の本県地域枠の設置状況 ※（ ）は全国対象枠

| 大学名           | R5年度定員    | R6年度定員        | 増減        |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 筑波大学          | 36名（10名）  | 36名（10名）      | —         |
| 東京医科歯科大学      | 5名（3名）    | 5名（3名）        | —         |
| 東京医科大学        | 8名        | 8名            | —         |
| 北里大学          | 4名        | 4名            | —         |
| 昭和大学          | 4名（4名）    | 4名（4名）        | —         |
| 日本大学          | 3名（3名）    | 3名（3名）        | —         |
| 順天堂大学         | 2名（2名）    | 2名（2名）        | —         |
| 日本医科大学        | 2名        | 2名            | —         |
| 杏林大学          | 2名        | 2名            | —         |
| <b>帝京大学</b>   | <b>1名</b> | <b>2名（2名）</b> | <b>+1</b> |
| <b>獨協医科大学</b> | <b>—</b>  | <b>2名（2名）</b> | <b>+2</b> |
| 合計            | 67名（22名）  | 70名（26名）      | +3        |

#### <参考：本県の地域枠制度>

- ・平成21（2009）年度に筑波大学に5名の定員を設置して以降、順次拡大を図っており、令和5年度は県内外の10大学に合計67名の定員を設置。
- ・入学者には、在学中に修学資金（国立大学：月額20万円、私立大学：月額25万円）を貸与し、卒業後、県内に合計9年間、うち医師不足地域に4.5年以上勤務することにより、修学資金の全額を返還免除。
- ・本制度は、これまで511名に活用いただいております、その内205名は既に医師として県内医療機関に勤務。（令和5年4月1日現在）

# 令和6年度以降における新型コロナワクチン接種について

保健医療部医療局薬務課

令和6（2024）年度以降の新型コロナワクチンの接種方針について、11月22日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論され、下記の内容で了承を得ている。

## 1 「特例臨時接種」について

- ・現在、全額国費負担により行っている「特例臨時接種」は、予防接種法上、「まん延予防上緊急の必要がある」と認めるときに実施
- ・令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられることから、今年度末で終了

## 2 令和6年度以降の接種プログラムについて

### （1）予防接種法における位置付け

B類疾病の定期接種

※高齢者等を対象とするインフルエンザ・肺炎球菌と同じ分類

### （2）対象者

下記の①、②に該当する者が定期接種の対象となり、それ以外の者については、任意接種

① 65歳以上の高齢者

② 60歳～64歳で一定の基礎疾患を有する者

※インフルエンザでは、慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

### （3）接種スケジュール

年1回とし、接種タイミングは秋冬を想定

### （4）使用ワクチン

流行の主流であるウイルスの状況等を踏まえ、毎年見直し

### （参考）現在の予防接種法における位置付け

#### ◇ A類疾病

①人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため

- 集団予防目的に比重を置いて、直接的な集団予防（流行阻止）を図る  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、結核、痘そう、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児）、水痘、ロタ

②かかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため

- 致命率が高いことによる重大な社会的損失の防止を図る  
日本脳炎、破傷風
- 感染し長期間経過後に、死に至る可能性の高い疾病となることがあり、重大な社会的損失を生じさせる  
ヒトパピローマウイルス感染症、B型肝炎

#### ◇ B類疾病

③個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため

- 個人予防目的に比重を置いて、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る  
インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者）



追加を予定

新型コロナウイルス感染症

※接種費用について、「定期接種」では、低所得者以外から実費徴収可能となっており、「任意接種」では、全額自己負担

令和5年第4回定例会  
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 1 第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第6号） …………… 2
- 2 報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について …… 7

令和5年12月14日  
保 健 医 療 部

第 156 号議案

令和 5 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

○ 一般会計補正予算（保健医療部分）

【今回分】

（単位：千円）

| 事項      | 予算額     | 特定財源種目金額 | 一般財源 |
|---------|---------|----------|------|
| 保健医療部 計 | 751,269 | 751,269  | -    |

【歳出項目別】

（単位：千円）

| 款 名<br>項 名 | 補正前の額<br>(A) | 今回補正額<br>(B) | 計<br>(A + B) |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 6 保健医療費    | 138,534,623  | 751,269      | 139,285,892  |
| 3 医薬費      | 12,578,029   | 751,269      | 13,329,298   |

○ 一般会計補正予算に係る保健医療部の事業

- ・ 医療機関等物価高騰対策支援事業 749,250千円
- ・ 医療関係職種養成所物価高騰対策支援事業 2,019千円

## 主要事業等の概要（案）

保健医療部保健政策課

| 事業名又は議案の<br>名 称                        | 医療機関等物価高騰対策支援事業   |          |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
|--|---|----------|--|-----|-----|-----|----------------------|--------------------------|----------|------------------|------------------|----------|-------------------------------|--|----------|------------------------|-------------|--------|-----|-----|-----|----------|---|--------|
| 1 予 算 額                                | 749,250千円   |          |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 2 現況・課題                                | 医療機関等においては、エネルギー価格の高騰により、光熱費、食材料費等の負担が増大している。   |          |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 3 必要性・ねらい                              | 医療機関開設者等に対し物価高騰対策の支援を行うことで、健全な経営の維持を図る。   |          |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 4 事業の内容<br>(事業フロー、<br>年次別・全体計<br>画等)   | <p><b>【支援対象】</b></p> <p>◆光熱費等（継続）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> <th style="width: 30%;">対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 医療機関<br/>※保険医療機関に限る</td> <td style="padding: 2px;">R3 光熱費等<br/>×13.5%（物価上昇率）</td> <td style="padding: 2px;">2,951 施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 薬局<br/>※保険薬局に限る</td> <td style="padding: 2px;">×1/2（6か月）×1/2（※）</td> <td style="padding: 2px;">1,357 施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 施術所<br/>※保険適用の施術を行<br/>う施設に限る</td> <td style="padding: 2px;">※①のうち、病院・有床<br/>診療所は、省エネの取<br/>組に応じて補助率を</td> <td style="padding: 2px;">1,222 施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ 助産所・歯科技工<br/>所、補装具製作所</td> <td style="padding: 2px;">1/3～2/3 とする</td> <td style="padding: 2px;">704 施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆食材料費（新規）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> <th style="width: 30%;">対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">病院・有床診療所</td> <td style="padding: 2px;">病床数×6,400円（6か月<br/>分の1床あたり高騰分/<br/>国基準より）</td> <td style="padding: 2px;">279 施設</td> </tr> </tbody> </table> |          |  | 対 象 | 支給額 | 対象数 | ① 医療機関<br>※保険医療機関に限る | R3 光熱費等<br>×13.5%（物価上昇率） | 2,951 施設 | ② 薬局<br>※保険薬局に限る | ×1/2（6か月）×1/2（※） | 1,357 施設 | ③ 施術所<br>※保険適用の施術を行<br>う施設に限る | ※①のうち、病院・有床<br>診療所は、省エネの取<br>組に応じて補助率を | 1,222 施設 | ④ 助産所・歯科技工<br>所、補装具製作所 | 1/3～2/3 とする | 704 施設 | 対 象 | 支給額 | 対象数 | 病院・有床診療所 | 病床数×6,400円（6か月<br>分の1床あたり高騰分/<br>国基準より） | 279 施設 |
| 対 象                                    | 支給額   | 対象数      |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| ① 医療機関<br>※保険医療機関に限る                   | R3 光熱費等<br>×13.5%（物価上昇率）  | 2,951 施設 |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| ② 薬局<br>※保険薬局に限る                       | ×1/2（6か月）×1/2（※）  | 1,357 施設 |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| ③ 施術所<br>※保険適用の施術を行<br>う施設に限る          | ※①のうち、病院・有床<br>診療所は、省エネの取<br>組に応じて補助率を  | 1,222 施設 |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| ④ 助産所・歯科技工<br>所、補装具製作所                 | 1/3～2/3 とする   | 704 施設   |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 対 象                                    | 支給額   | 対象数      |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 病院・有床診療所                               | 病床数×6,400円（6か月<br>分の1床あたり高騰分/<br>国基準より）   | 279 施設   |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |
| 5 参考事項<br>(過去の実績、<br>他県の状況、<br>関連データ等) | <p><b>【財源】</b></p> <p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p>   |          |  |     |     |     |                      |                          |          |                  |                  |          |                               |  |          |                        |             |        |     |     |     |          |   |        |

【R5.12月補正予算額 749百万円】

保健医療部保健政策課保健所・医療大G (029-301-3129)

エネルギー価格や食材料費の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、医療機関開設者等に対して光熱費等の支援を行います。

## 光熱費等（継続）

【事業概要】 光熱費等の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 医療機関等の光熱費等の高騰分

【積算方法】 支給額 = R3光熱費等 × 13.5%（物価上昇率） × 1/2（6か月分） × 1/2（\*）

### 1 医療機関 (492百万円)

支給先：病院、診療所（医科・歯科）

※保険医療機関に限る

対象数：2, 951施設

\* 病院・有床診療所は省エネの取組に応じて補助率 1/3~2/3



### 3 施術所 (27百万円)

支給先：施術所

※保険適用の施術を行う施設に限る

対象数：1, 222施設



### 2 薬局 (21百万円)

支給先：薬局

※保険薬局に限る

対象数：1, 357施設



### 4 助産所・歯科技工所等 (5百万円)

支給先：助産所、歯科技工所、  
補装具製作所

対象数：704施設



## 食材料費（新規）

【事業概要】 食材料費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 医療機関の食材料費の高騰分

【積算方法】 支給額 = 病床数 × 6,400円（6か月分の1床あたり高騰分/国基準より）

【対象数】 279施設 (204百万円)

## 主要事業等の概要（案）

保健医療部医療局医療人材課

| <b>事業名又は議案の名称</b>                     | 医療関係職種養成所物価高騰対策支援事業  |     |    |     |     |           |     |     |
|---------------------------------------|--|-----|----|-----|-----|-----------|-----|-----|
| <b>1 予算額</b>                          | 2, 0 1 9 千円  |     |    |     |     |           |     |     |
| <b>2 現況・課題</b>                        | 医療関係職種養成所においては、エネルギー価格の高騰により、光熱費等の負担が増大している。   |     |    |     |     |           |     |     |
| <b>3 必要性・ねらい</b>                      | 医療関係職種養成所に対し物価高騰対策の支援を行うことで、健全な経営の維持を図る。   |     |    |     |     |           |     |     |
| <b>4 事業の内容</b><br>(事業フロー、年次別・全体計画等)   | (1) 事業概要<br>光熱費等の高騰による医療関係職種養成所の負担を軽減するため支援金を支給<br><br>(2) 対象経費<br>医療関係職種養成所の光熱費等の高騰分<br><br>(3) 積算方法<br>支給額＝令和3年度光熱費等×13.5%（物価上昇率）<br>×1/2（6か月）×1/2<br><br>(4) 補助先<br>看護師等養成所・その他医療関係職種養成所※を設置する法人（私立高等学校等物価高騰対策支援事業の対象法人を除く）<br>※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程   |     |    |     |     |           |     |     |
| <b>5 参考事項</b><br>(過去の実績、他県の状況、関連データ等) | <b>【対象学校数等】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 25%;">法人数</th> <th style="width: 25%;">学校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療関係職種養成所</td> <td style="text-align: center;">1 6</td> <td style="text-align: center;">1 6</td> </tr> </tbody> </table> |     | 区分 | 法人数 | 学校数 | 医療関係職種養成所 | 1 6 | 1 6 |
| 区分                                    | 法人数  | 学校数 |    |     |     |           |     |     |
| 医療関係職種養成所                             | 1 6  | 1 6 |    |     |     |           |     |     |

【R5.12月補正予算額 344百万円】

総務部総務課私学振興室

(029-301-2249)

保健医療部医療局医療人材課人材育成G

(029-301-3151)

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G

(029-301-3252)

エネルギー・食料品価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等や給食経費の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

## 1 光熱費等支援（継続） 94百万円

【事業概要】私立学校等の光熱費等の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 光熱費等 × 13.5% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2

【支援対象】①私立高等学校等 (28百万円)

私立小・中・高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校 (53法人86校)

②医療関係職種養成所 (2百万円)

看護師等養成所・その他医療関係職種養成所 (16法人16校)

③私立幼稚園・保育所等 (64百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)



## 2 給食経費支援（新規） 250百万円

【事業概要】私立学校等の給食に係る経費の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 1人当たり給食経費 × 16.8% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2 × 利用者数

【支援対象】①私立小中学校等 (9百万円)

学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程) (9法人9校)

②私立幼稚園・保育所等 (241百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)





# 報告第5号

## 別記2

### 和解について

自家用自動車による公務出張承認に係る軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

#### 2 和解の内容

- (1) 令和4年5月13日（金）午前7時20分頃、土浦市藤沢995番地3地先市道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

つくば保健所所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方(1)の小型乗用自動車と衝突し、その衝撃で相手方(2)の普通乗用自動車及び工作物に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 518,883円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年11月7日

茨城県知事 大井川 和彦